



平成 21 年 2 月 13 日  
(株)放送衛星システム

## 「一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題」に関する 総務省の報道発表について

本日、一部の形態の BS 放送受信システムの電波干渉問題について、総務省より報道発表がありました。

弊社は、「一部の形態の BS 放送受信システムによる電波干渉問題」を解決するための対策が速やかに実施され、平成 23 年以降のできるだけ早期に BS-21, 23ch の放送を可能とすることが、BS デジタル放送の発展に資するとの判断から、本年 1 月 21 日に総務省に対して提案(別紙参照)を行いました。

今回の報道発表は、この提案を基に関係機関が協力して対策を実施することになったものと認識しています。

(ご参考:総務省報道資料)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/090213\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/090213_3.html)

問い合わせ先:(株)放送衛星システム 企画部  
TEL 03-5453-6521

(別紙)

平成 21 年 1 月 21 日

総務省情報流通行政局  
衛星放送課長 武田 博之 殿

株式会社 放送衛星システム  
代表取締役社長 竹中 一夫

## 一部の形態の BS 放送受信システムの電波干渉問題に関するご提案

弊社は平成 23 年度から受託国内放送を行う放送衛星局の予備免許を付与され、放送普及基本計画に定められた 12 中継器を使用した放送を開始するための衛星調達等を進めているところです。

一部の形態の BS 放送受信システムの電波干渉問題については、「一部の形態の BS 放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会」に参加し、対策方法などの検討に積極的に参加してきています。同時に、放送のデジタル化推進に資することから、国による対策の実施を要望してまいりました。しかし、これまでの総務省殿のご説明などから、国が経費を負担して対策を実施することは困難な情勢と判断せざるを得ません。

仮にこのまま電波干渉問題が解消されず、結果として 21、23ch の放送が開始されない場合、12 中継器全部の使用を前提とした弊社の事業計画そのものを見直さなければなりません。そうなれば、既存及び新規委託放送事業者の方々にお支払いいただく中継器料金も計画値よりも増額せざるを得なくなるのみならず、BS デジタル放送の普及・発展、ひいては放送全体のデジタル化の推進にとって大きな支障が生じる事態となります。

弊社には今回の電波干渉発生に関する法的責任はございませんが、BS 放送の一端を担う受託放送事業者として、BS デジタル放送の普及・発展を支え、周波数の有効利用を推進するとともに、これが委託放送事業者の方々の負担抑制につながるの立場に立ち、電波干渉対策に必要な経費を分担することを社内決定のうえ総務省殿にご提案申し上げる次第です。これは、弊社としては、電波干渉問題の法的責任の所在を超えた大局的な経営判断であることを、是非ご理解いただきたいと思います。

つきましては、以下の点を申し添えますので、ご配意をよろしくお願い申し上げます。

- 1) 対策は透明性を確保するために協議会のような第三者機関が主体となって実施することが望ましいと考えます。弊社はそこに参加し、対策を実施するための経費を分担いたします。
- 2) 「一部の形態の BS 放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会」での検討では、対策は1年以内に完了できるとしています。21、23chについて早期の放送開始を前提に、対策実施後の委託放送業務認定のスケジュールを明確にさせていただくよう要望します。
- 3) 電波干渉問題関連の必要経費は、弊社としてはこれまでの事業計画を変更して対処することになります。特に、電波干渉対策経費等については、21、23chに固有の事情に基づくものであり、実際に当該のチャンネルを使用される事業者の方にご負担いただくよう中継器料金の体系を見直す考えです。但し、当該委託放送事業者の初期費用軽減の観点から10年間の分割負担とする方向で検討いたします。

なお、弊社以外の連絡会構成員におかれても、今後、電波干渉対策を実施する過程において、それぞれ可能な範囲において、前向きなご協力をいただくことができれば、幸甚に存じます。